

「徳島市広域観光案内ステーション管理運営業務」公募型プロポーザル実施要領

(一社)イーストとくしま観光推進機構では、東部圏域の広域的な観光資源を活用し、着地型観光を促進するとともに、観光交流人口の活性化及び滞在交流期間の増大を進めるため、これにかかる情報発信等の一元的な管理ができる拠点施設として設置されている「徳島市広域観光案内ステーション」の効率的な管理運営を図るために、必要な業務の受託者を次のとおり募集します。

1 委託業務名

徳島市広域観光案内ステーション管理運営業務

2 業務の内容

別紙仕様書のとおり。

3 委託期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

4 委託金額の上限

¥ 7,400,000- (消費税および地方消費税を含む。)

※上記金額は本業務の見積限度額を示すもので、契約金額を示すものではありません。

また、本事業(委託業務分)の実施に係る一切の経費を含みます。

5 応募資格

次の資格要件すべてを満たしている必要があります。

- (1) 企業、NPO等であって、徳島県内に事業所を有する法人であること。
- (2) 委託事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- (3) 当該業務の実施にあたり、本機構との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できること。
- (4) 役員に次の①又は②にいずれかに該当する者がいないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 会社更生法、民事再生法及び破産法による手続き等を行っていないこと。また、労働基準法その他労働関係法令に違反していないこと。
- (6) 暴力団印による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 徳島県暴力団排除条例(平成22年徳島県条例第40号)第6条に規定する排除の対象となっ

ていないこと。

- (9) 応募受付期限において、国、徳島県及び徳島市の指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 事業開始までに会計関係及び労働関係の帳簿類が整備されていること。

6 応募手続等

(1) 参加表明の手続き等

① 提出書類

参加表明書（様式第1号）

公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

② 提出期限

4月28日（水）17時必着

③ 提出方法

各1部を期限までに持参又は郵送で提出してください。

(2) 企画提案書の提出等

① 提出書類

企画提案書等の提出等（様式第3号）

見積書（人件費、事業費など内訳が分かるように積算を記載すること）

法人の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

直近2事業年度の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）又はこれらに類する書類

② 提出期限

5月14日（金）17時必着

③ 提出方法

各1部を期限までに持参又は郵送で提出してください。

(3) 実施要領等の配布

本公募に関する実施要領、仕様書及び様式・資料等は機構ホームページからダウンロードしてください。

【イーストとくしま観光推進機構ホームページ <https://www.east-tokushima.jp/>】

(4) 質問および回答

質問がある場合は、令和3年4月28日（水）17：00までに、質問票（様式第4号）をFAX又は電子メールにより（一社）イーストとくしま観光推進機構まで提出してください。

質問に対する回答は、参加表明書を提出した者全員に電子メールで回答します。

■FAX：088-678-2877

■Eメール：info@east-tokushima.jp

7 選定方法等

(1) 選定手順

- ① 7(2)の審査項目について、選定委員会において書面で総合評価を行い、受託候補者を決定し

ます。

- ② 審査は企画提案者より締切までに提出された企画提案書により行います。
- ③ 委員長及び委員の合計得点を算出し、得点が一番高い1社を受託候補者として、契約における仕様等について協議を行い、契約を締結します。ただし、受託候補者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とします。
- ④ 同点の場合は、選定委員の多数決をもって受託候補者を決定するものとします。
- ⑤ 最低基準点は、60点とします。

(2) 審査項目等

【審査基準】

- ・きわめて優れている 5点
- ・優れている 4点
- ・普通 3点
- ・やや劣っている 2点
- ・劣っている 1点

【審査項目及び配点】

審査項目	採点指標	配点
業務内容の理解度	事業の目的、趣旨を十分にふまえた企画提案がなされているか。また、当法人と連携して本業務を円滑に推進することができるか。	15点
計画実効性	徳島東部圏域の特性・課題を踏まえた上で、具体的な事業計画が策定され、かつ、実現性・妥当性があるか。	20点
業務体制	委託業務を実施する体制は整っているか。(業務従事者が適切な者であり、適正な人数が配置されているか。)	20点
類似業務の実績	過去に類似業務の受注実績があり、委託業務達成に有意義な独自提案がされているか。	25点
業務遂行の確実性	事業の準備を含め業務全体が円滑かつ安定的に遂行できるか。	20点
計		100点

(3) スケジュール (予定)

- ① 公募開始
令和3年4月21日(水)
- ② 参加表明書等提出期限
令和3年4月28日(水) 17時必着
- ③ 企画提案書等提出期限
令和3年5月14日(金) 17時必着

② 審査選定（書類審査）

令和3年5月中旬頃

③ 委託決定・契約の締結

選定後、速やかに委託の決定を通知し、契約を締結する。

8 その他

- (1) 提案に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
 - (2) 提案資料等の内容に関し、必要に応じてヒアリングを実施することがあります。
 - (3) 提出された提案資料等は返却しません。
 - (4) 提出された提案資料等の取扱いには十分留意し、他の目的には使用しません。
 - (5) 提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合、提案を無効とします。
 - (6) 提案者が本業務に対して二以上の提案をしたときは、提案を無効とします。
 - (7) 提案者が他人の提案の代理をしたときは、提案を無効とします。
 - (8) 応募者が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは、当該応募事業者を委託事業者として選定しません。
 - (9) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。
 - (10) 契約締結後において、受託者に当該提案における失格事項、不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとします。
- (11) 企画提案書の著作権等
- 企画提案書の著作権は、当該企画を提案したそれぞれの応募者に帰属しますが、本機構は企画提案書の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとします。

9 提出先及び問い合わせ先

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目61番地 徳島駅クレメントプラザ5階

一般社団法人イーストとくしま観光推進機（担当 久米、吉田）

TEL：088-678-2811 FAX：088-678-2877

E-mail：info@east-tokushima.jp

※資料を持参される場合は、平日10時から17時までにお持ちください。